

社会福祉法人祐徳会介護員養成研修事業研修 学則

(目的)

第1条 国内人口の高齢化と世帯構成の変化は、介護人材の安定的な確保と質の向上を求める動きに拍車がかかり、人材のすそ野を広げてその担い手を確保する動きへと変化している中、社会福祉法人祐徳会（以下当法人という。）は、今取り組む介護施設運営で培ってきた高齢者介護福祉のノウハウと人材、設備を活用し、求められる介護人材を確保し、地域社会への貢献度を高めるため本研修事業に取り組む。そして生涯働き続けることができる介護人材の育成を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 社会福祉法人祐徳会介護職員初任者研修

(研修課程)

第3条 研修課程は、介護職員初任者研修課程とする。

(研修形式)

第4条 研修形式は、通信形式とする。

(実施場所)

第5条 特別養護老人ホーム祐徳の館パブリックスペース（水戸市飯島町1308番地の1）

(研修期間)

第6条 令和5年5月13日～令和5年8月19日

(研修定員)

第7条 20名

(研修カリキュラム)

第8条 別添のとおり。

(専任講師氏名)

第9条 専任講師は置かない。

(研修修了の認定方法)

第10条 茨城県介護員養成研修事業指定要綱に定める所定のカリキュラムを全て修了し、

「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された場合に修了証明書を交付し、修了認定を行う。ただし、本学則第 12 条に該当した場合は修了を認めないものとする。

2 修了の認定基準は、100 点を満点とする次の A・B・C・D の 4 区分で評価したうえで、C 以上評価となった者を、基準を満たしたものとして修了認定する。

・A=90 点以上 ・B=80～89 点 ・C=70～79 点 ・D=69 点以下

3 習得が十分でない者に対しては、必要に応じて補講等を行い、受講者が認定基準に到達するように努める。

(補講・再試験等の取扱い)

第 11 条 自身の発病等真にやむを得ない理由で欠席或いは筆記試験等不合格であった者の再添削・補講・再試験する場合は、次の手数料納付を条件とする。

1 添削問題不合格の再添削手数料 1 科目につき 1,000 円

2 生活支援技術不合格の場合の補講 1 科目につき 1,500 円

3 筆記試験欠席の場合の再試験 1 科目につき 1,500 円

4 筆記試験不合格の場合の再試験 1 科目につき 2,000 円

5 自身の発病等真にやむを得ない理由で欠席した場合の補講 1 時間当たり 2,000 円

ただし、当該理由による欠席・補講の対象は、当該課程教科数の概ね 1 割以下の未習分に限るものとする。

(受講の取消し)

第 12 条 次の各号の一に該当する場合は受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 当法人の指示に従わない者

(3) 故意に当法人或いは実習先の設備等を棄損した者

(4) 研修の秩序を乱す者

(5) その他研修受講者としての本分に反した者

(受講資格)

第 13 条 次の者に受講資格を認める。

(1) 介護業務に従事を希望する者か、既に従事している者

(2) 開校時点で義務教育を終了している者

(3) 介護の知識・技術を学び、家庭や地域活動に活用することを希望する者

(4) 茨城県内在住・在勤でスクーリングに通学可能な者

(受講手続)

第 14 条 募集手続は以下の通りとする。

- (1) 受講生募集要項に従い、当法人所定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、期日までに当法人宛申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了とする。
- (2) 当法人は、書類審査のうえ、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者宛通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、当法人指定の方法で期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当法人は、受講料の納入を確認した後、受付完了とし、テキスト等の教材は開校式に配付する。なお、開校前にテキスト等の配付を希望する場合は、事務局への申し出により事前に申し出者宛て配付する。

(受講料)

第 15 条 受講料は、45,000 円（テキスト、実習費込み）とする。

2 真に止むを得ない事情により当研修を受講できなくなった場合の受講料返金は次の手数料を差引き返戻する。なお、この場合の金融機関振込手数料は受講者負担として返戻金額より差し引くものとする。

- (1) 受講 7 日前までで、教材未使用で返戻があった場合 3,000 円
- (2) 受講 7 日前までで、教材使用済の場合 8,000 円
- (3) 受講開始の 6 日前から当日までの場合 30,000 円
- (4) 受講期間中の場合 原則として返金しない

(使用するテキスト)

第 16 条 研修で使用するテキストは、財団法人介護労働安全センター発行の「介護職員初任者研修テキスト」とする。

(修了証明書の交付)

第 17 条 第 10 条により修了を認定した者には、茨城県介護員養成研修事業指定要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

2 修了証明書の紛失・再発行は事務手数料 3,000 円を求める。

(修了者の管理方法)

第 18 条 修了者管理は次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳（永久保存）に記載し、茨城県指定様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失による再発行希望者には、これを行う。

(情報の開示)

第 19 条 茨城県介護員養成研修事業指定要綱の規程に基づき、当法人のホームページ上に次の各項を開示する。

- (1) 法人情報…法人名・所在地・代表者名等
- (2) 研修機関情報…事業所名・所在地・経営理念・学則・研修施設・設備
- (3) 研修の概要…対象・研修日程・定員・指導者数・費用・留意事項・特徴・対受講者メッセージ
- (4) 研修課程責任者…課程編成責任者
- (5) 研修カリキュラム…科目別シラバス・科目別担当講師名・科目別特徴
- (6) 修了評価…評価の方法・評価者・再履修等の基準
- (7) 実習施設…名称・所在地・介護保険事業概要・演習担当者・実習プログラム内容・特色・実習中の指導体制・内容
- (8) 講師情報…名前・略歴・資格
- (9) 実績情報…年度毎の研修実施回数及び研修延参加人数
- (10) 連絡先等…申込み・資料請求先・法人及び事業所の苦情対応者名・役職・連絡先

(通信実施方法)

第 20 条 通信形式で研修を行う対象地域は、茨城県内とする。

2 添削指導方法については、提出期限までに課題が提出されていることを確認し、担当講師が添削を行う。評価水準に達していない場合には、面接指導等を行った後に再度、課題を提出させるものとする

(その他留意事項)

第 21 条 研修事業の実施にあたり、次の措置を講ずる。

- (1) 苦情対応部署 法人本部…TEL 029-353-7011
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報、講座に関する連絡・運営のみに使用し、許可なく第三者に知らせたり不当な目的に使用しないよう、個人情報保護法に沿って厳重に管理するものとする。
- (3) 受講者がこの実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。